

第 74 号議案

滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する
規則の一部改正について

滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規則（平成
28 年滋賀県教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規
則の一部改正

第 3 条中「(臨時的任用職員を除く。)」を削る。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第 18 条 会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計
年度任用職員をいう。）の人事評価の実施については、この規則の規定にかか
わらず、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規則」の一部改正について

1 改正理由

・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。（以下「改正法」という。）が令和2年4月1日より施行されることに伴い、会計年度任用職員が人事評価制度の対象となることから、滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規則（平成28年教育委員会規則第3号）、滋賀県立学校に属する職員の人事評価に関する規則（滋賀県教育委員会規則第4号）および滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則（滋賀県教育委員会規則第5号）の一部を改正する。

2 改正内容

・会計年度任用職員の人事評価の実施については、県教育長が別に定めることとする。

3 施行日

・令和2年4月1日

【参照条文】

○ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(人事評価の実施)

第二十三条の二 (略)

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 (略)

滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、滋賀県教育委員会の事務部局および学校以外の教育機関に属する一般職の職員ならびに滋賀県立学校に属する事務職員および技能労務職員(臨時的任用職員を除く。)とする。</p> <p>第4条から第17条まで 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>付 則 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略 (被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、滋賀県教育委員会の事務部局および学校以外の教育機関に属する一般職の職員ならびに滋賀県立学校に属する事務職員および技能労務職員とする。</p> <p>第4条から第17条まで 省略</p> <p><u>(会計年度任用職員の人事評価)</u></p> <p>第18条 <u>会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)の人事評価の実施については、この規則の規定にかかわらず、教育長が別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>付 則 省略</p>